



[提供:南城市役所]

【フラット35】地域連携型

※【フラット35】地域連携型とは、子育て支援やUIターン等について積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

「南城市三世代同近居支援補助金」
「南城市知念地域移住定住支援補助金」
のご相談は

お問い合わせ先



南城市
Nanjo City



なんじい

南城市役所 まちづくり推進課
☎ 098-917-5394

【フラット35】に関するご相談は



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

☎ 0120-0860-35 (通話無料)
営業時間: 9:00~17:00
(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

ご利用いただけない場合(国際電話など)は、
次の番号へおかけください。

☎ 048-615-0420
(通話料金がかかります。)

南城市



平成18年1月1日に、1町3村(佐敷町・知念村・玉城村・大里村)の合併により誕生した南城市は、緑豊かな自然環境に囲まれ、離島である久高島は、神の島、琉球民族発祥の地として崇敬されています。

神の島久高島、世界遺産である「斎場御獄(せーふあうたき)」をはじめ深い歴史を刻んだ多くの「グスク」、東御廻り(あがりうまい)の文化遺産など貴重な歴史・文化史跡を持っています。また、今に残る多くの伝統的な芸能、民俗は学術的にも貴重であり、沖縄の歴史、文化、信仰の原点の地となっています。



南城市の花
ハイビスカス



南城市の木
リュウキュウコクタン



南城市
Nanjo City

【南城市三世帯同近居支援補助金】

市内で新たに親世帯と同居近居を始める場合に、以下の補助金を交付します。

同居の場合：最大**30万円**

近居の場合：最大**20万円**

旧知念村地域は
同居の場合：70万、近居の場合：30万
の上乗せ！

【南城市知念地域移住定住支援補助金】

知念地域で新たに新生活を始める場合に、以下の補助金を交付します。

<主な要件>

- ・申請日において、満40歳に到達して最初の3月31日までの間にある方。または、満18歳に到達して最初の3月31日までの間にある子どもと生計を一にし、同居している世帯。
- ・転入及び異動を行った日から1年以内であること。
- ・知念地域に定住する意思があること。

新築住宅の建設又は購入：最大**50万円**

中古住宅の購入：最大**50万円**



住まいのしあわせを、ともにつくる。

住宅金融支援機構

子育て支援の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

<利用要件>

南城市三世帯同近居支援補助金を利用すること。

U・I・Jターンの場合

当初 **5** 年間 年 **0.25** %金利引下げ

<利用要件>

南城市知念地域移住定住支援補助金を利用して、次のいずれかに該当すること。

- ・新築住宅を建設又は購入すること
- ・中古住宅を購入すること(購入して増改築をする場合を含みます)

【フラット35】Sや【フラット35】子育てプラスとの併用でさらに金利引下げ！

※【フラット35】S と【フラット35】子育てプラスの併用も可能

「南城市三世帯同近居支援補助金」

についてはこちら



「南城市知念地域移住定住支援補助金」

についてはこちら



南城市で利用できる
【フラット35】地域連携型
についてはこちら



<注意事項> ●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。●【フラット35】S、子育てプラス等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認いただくか、お客さまコールセンター(0120-0860-35)までお問合せください。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。